

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。



2 いじめ防止対策組織

- (1) 「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。
委員会は全職員で構成し、必要に応じて、スクールカウンセラー等を加える。
- (2) 年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」について周知し、教職員の共通理解を図る。
- (3) 学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。
- (4) 学校だより等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。
- (5) いじめ事案に対応する。
 - ・ いじめがあった場合、あるいはその疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
 - ・ 問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

- (1) 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- (2) 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- (3) 教育活動全体を通して、情報モラル教育も含めた道德教育・人権教育の充実を図り、命の大切さ、相手を思いやる心を育む。
- (4) いじめアンケートや教育相談を定期的（年2回）に実施し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- (5) いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

☆24 時間いじめ電話相談「いじめ ほっとライン 24」
0570-078310 または 052-261-9671